

改正雇用保険法に関する通達が発出されました**「雇用保険法等の一部を改正する法律について」**（令和6年5月17日基発0517第1号・職発0517第4号）

改正法の主たる内容をまとめたもので、施行期日が公布日以外の改正項目に関する政省令等の整備については、今後、順次行うこととされています。主な内容は次のとおりです。

【自己都合離職者に係る給付制限の見直し（令和7年4月1日施行）】

- (1) 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に加えて、**正当な理由なく自己の都合により退職した受給資格者のうちイまたはロに該当する者**（ロに該当する受給資格者にあつては教育訓練を受ける期間および受け終わった日後の期間に限る）**を給付制限の対象としないこととする**
 - イ 教育訓練給付の対象となる教育訓練その他の厚生労働省令で定める訓練（以下、「対象教育訓練」という）を離職日前1年以内に受けたことがある受給資格者
 - ロ 対象教育訓練を離職日以後に受ける受給資格者
- (2) (1)の改正と併せて、通達を改正し、正当な理由なく**自己の都合により退職した受給資格者に係る給付制限の期間を原則2カ月から1カ月に変更**し、5年以内に2回を超えて正当な理由なく自己の都合により退職した場合には、引き続き3カ月の給付制限の対象とする予定

【就業促進手当の見直し（令和7年4月1日施行）】

- (1) 就業促進手当（就業手当）を廃止する
- (2) 就業促進手当（就業促進定着手当）の支給限度額を、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に10分の2（現行は10分の4または10分の3）を乗じて得た数を乗じて得た額とする

【教育訓練給付金の給付率引上げ等（令和6年10月1日施行）】

- (1) 教育訓練給付金の受講費用に対する給付率の最高限度を100分の70から100分の80に引き上げる。雇用保険法施行規則を改正し、イおよびロの見直しを行う予定
 - イ 特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等したことを要件とした追加給付を行う
 - ロ 専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が一定割合上昇したことを要件とした追加給付を行う
- (2) 専門実践教育訓練給付金について賃金上昇を要件とした追加給付を行うことを予定しているところ、被保険者または被保険者であった者が教育訓練給付を受けるために必要な証明書の交付を当該被保険者等を雇用し、もしくは雇用していた事業主または労働保険事務組合に請求したときは、当該事業主等は、その請求に係る証明書を交付しなければならないこととする

【雇用保険の適用対象者の範囲の拡大（令和10年10月1日施行）】

- (1) 雇用保険の適用対象としない者を、**1週間の所定労働時間が10時間未満**の者とする
- (2) 基本手当の被保険者期間の計算にあたっては、賃金の支払の基礎となった日数が6日以上であるものまたは賃金の支払いの基礎となった時間数が40時間以上であるものを1カ月として計算する
- (3) 基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の下限額を1,230円（変更されたときは、その変更された額）とする
- (4) 受給資格者が失業認定期間中に自己の労働によって収入を得た場合の基本手当の減額等に関する規定を、削除する

【教育訓練休暇給付金の創設（令和7年10月1日施行）】※詳細は、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

【(厚生労働省)「雇用保険法等の一部を改正する法律について」(令和6年5月17日基発0517第1号・職発0517第4号)】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240521L0030.pdf>